

序論

● 内 容

第1章 計画の策定にあたって

第2章 計画策定の基本事項

第 1 章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子高齢化、核家族化、就労形態の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。また、待機児童問題や児童虐待の深刻化など、子ども・子育てをめぐるには困難な課題もあり、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、これに基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

この新制度に基づき、平成 27 年度から平成 31 年（令和元年）度の 5 年間を計画期間とする「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」（以下「第 1 期計画」という）を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を計画的に実施してきました。

令和元年度が、同計画の終了年度にあたることから、これまでの進捗状況等を評価・検証するとともに、国の指針等を踏まえて、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間における就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要な需給量と取り組むべき施策の基本的な方向性を示した「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画）」を策定しました。

この計画により子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくことで、本市の少子化対策と併せ、子どもと家庭を地域や社会全体で支えていくまちづくりを進めていきます。

1-2 子ども・子育て支援施策の動向について

(1) 「子ども・子育て関連3法」成立と「子ども・子育て支援新制度」の実施

国では、少子化対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な少子化対策を講じてきましたが、その中で次世代育成支援対策推進法（平成 15 年）の制定により、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付け、次世代育成支援の推進を図ってきました。

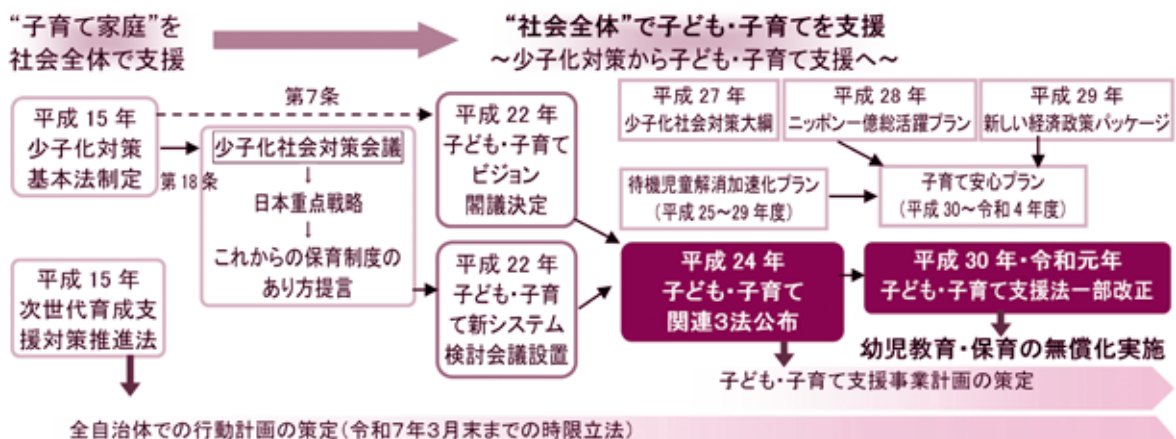
その後、子どもや子育てをめぐる社会環境等の現状と課題に対応するため、平成 22 年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が可決・成立し、同月に公布されました。

この関連 3 法は、すべての子どものすこやかな育ちを保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としており、平成 27 年 4 月から『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』を目指し「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

(2) 新たな国の動向

国は、ニッポン一億総活躍プランの閣議決定等を踏まえ、平成 29 年に待機児童の解消と女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）を目指し、保育の受け皿の拡大と質の確保といった方向性を示した「子育て安心プラン」を発表するとともに、平成 30 年に子ども・子育て支援法を改正し、市区町村の待機児童解消等の取り組みにおける国の支援等を示しました。

さらに、令和元年には「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものとする」と子ども・子育て支援法の基本理念に追加され、同年 10 月から幼児期の教育・保育の無償化が始まりました。



(3) 新潟市の子ども・子育て支援に関する動向と主な施策の取り組み状況

年度	動向・主な取り組み (★…計画策定に関すること ■…取り組みに関すること ●…その他市の動向)
平成 17 年度	★すこやか未来アクションプラン（次世代育成支援対策行動計画）前期計画を策定
平成 19 年度	●政令指定都市へ移行 ■児童相談所の開設
平成 20 年度	■こんにちは赤ちゃん訪問を全戸訪問事業として開始 ■男性の育児休業取得奨励金の開始
平成 21 年度	■にいがたっすこやかパスポート事業の開始
平成 22 年度	★すこやか未来アクションプラン後期計画を策定 ■子育てなんでも相談センター「きらきら」の開設支援 ■地域子育て支援センターを全市域で実施
平成 23 年度	■こども医療費助成の所得制限廃止 ■食育・花育センターが開館 ■全 1 歳児を対象にブックスタート事業を開始 ■若者支援センター「オール」を開設
平成 24 年度	■ファミリー・サポート・センターの全市展開 ■保育所における保育士配置 1 歳児おおむね 3：1 など市独自基準を条例化
平成 25 年度	■こども創造センター、動物ふれあいセンターが開館 ■多子世帯（3 人以上）のこども医療費助成対象を高校 3 年生まで拡大 ■療育教室、専門医による発達相談を全区で実施
平成 26 年度	■幼稚園、保育園における第 3 子以降の保育料の無償化対象を拡大 ■子どもの学習支援を全区対象に実施（対象者は住民税非課税世帯等）
平成 27 年度	★新・すこやか未来アクションプラン（子ども・子育て支援事業計画）を策定 ■市立児童発達支援センター「こころん」を開設 ■市立乳児院「はるかぜ」を開院 ■放課後児童クラブで小学校 4 年生以上の受け入れを開始 ■こども医療費助成の対象を入院で高校 3 年生まで拡大（すべての世帯） ■「にいがた子育て応援アプリ」をリリース ●18 歳未満の子どもがいる家庭の共働き率が 59.5%で政令市中 1 位（国勢調査結果）
平成 28 年度	■全区に「妊娠・子育てほっとステーション」を設置 ●平成 28 年出生数が 5,936 人となり、6,000 人を下回る
平成 29 年度	■12 年ぶりに年度当初の待機児童が発生（2 人）、以降、毎月の待機児童状況を公表 ■全区にマタニティナビゲーターを配置
平成 30 年度	★新潟市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を策定 ★新潟市立保育園配置計画を策定 ■子どもの学習支援の対象者に児童扶養手当受給世帯を追加 ■芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぼーと」が開館
令和元年度	■こども医療費助成の対象を通院で中学 3 年生まで拡大（すべての世帯） ■病児・病後児保育施設を全区に設置 ■幼児教育・保育の無償化

※平成 27 年度から 30 年度まで（新・すこやか未来アクションプラン）の主な取り組みは P28～41 に詳しく記載しています。

第2章 計画策定の基本事項

2-1 計画策定の基本事項

(1) 計画の位置づけ

- ア) 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めるものです。
- イ) 本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画（母子家庭等の自立促進に関する計画）」、「健やか親子 2 1」に基づく「母子保健計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」を含むものとします。
- ウ) 本計画は、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」を最上位計画とした、子ども・子育て支援施策に関する分野別計画として策定します。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の内容のうち必要な項目を盛り込んでいるほか、「新潟市子どもの未来応援プラン－新潟市子どもの貧困対策推進計画－」の方向性を反映するとともに、子ども・子育て支援施策に関連する、本市の福祉・健康・教育分野をはじめとした様々な関連計画（※）との連携・整合を図ります。

※関連する計画

- ・新潟市地域福祉計画・各区地域福祉計画
- ・新潟市立保育園配置計画
- ・新潟市教育ビジョン
- ・新潟市健康づくり推進基本計画
- ・新潟市子ども読書活動推進計画
- ・新潟市障がい福祉計画・新潟市障がい児福祉計画
- ・新潟市男女共同参画行動計画
- ・新潟市生涯歯科保健計画
- ・新潟県社会的養育推進計画

<本計画の根拠となる法の基本理念等>

子ども・子育て支援法（一部抜粋）

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の対象

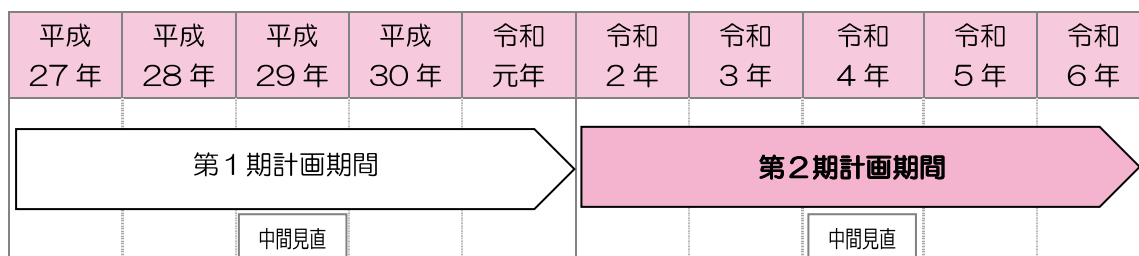
本計画では、すべての子どもとその家族、並びに地域、教育・保育施設、企業、行政を含む子育てに関わるすべての市民や団体を対象とします。なお、本計画における「子ども」とは、生まれる前から乳幼児期を経て学童期を主とした、おおむね 18 歳までの子どもとします。

なお、主に義務教育段階以降の子どもの教育に関する施策については、「新潟市教育ビジョン」により実施、推進します。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年に見直しを行うものとします。



2-2 計画の策定方法

(1) 新潟市子ども・子育て会議

本計画は、「新潟市子ども・子育て会議」の意見等を踏まえて策定しました。（開催経過等についてはP128 参照）

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

<目的>

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の生活の状況や子育てに関する意識などを把握するとともに、教育・保育所施設等及び子ども・子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向などから必要な事業量を算出することを目的として、「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：郵送配布、郵送回収

実施期間：平成 30 年 12 月 7 日～31 日

<回収状況>

	調査票の種類	対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5歳児（保護者）	4,400 票	2,016 票	45.8 %
2	小学生調査	6～11歳児（保護者）	4,400 票	1,740 票	39.5 %
	計		8,800 票	3,756 票	42.7 %

(3) パブリック・コメントの実施

計画（案）に対して、幅広く市民から意見をいただくため、令和元年12月23日から令和2年1月22日までパブリック・コメントを実施しました。